



営利事業所得税監査準則改正草案の四大要点

財政部は5月12日に《営利事業所得税監査準則》(以下、本準則)の一部条文の改正草案を予告しました。予告期間は60日です。今回の改正は、主にCFC所得制度が2023年度から施行されることに応じた関連内容の追加改正です。また、財務会計準則公報、関連法令の変更、財政部が公布した解釈通達及び憲法裁判所2022年憲判字第五号判決の要旨を参考にして、本準則の一部条文が改正されました。条文の四大改正要点は次の通りです。

一、被支配外国法人所得課税制度(以下、CFC課税制度)に合わせ改正

- (一) 営利事業所得税確定申告を行う際に自ら法に基づき調整する法令の根拠。(改正条文第2条)
- (二) 営利事業者が中華民国国外の低税負担国又は地域における関係企業に投資する場合、「被支配外国法人の所得計上適用細則」の規定により投資収益を計上しなければならない。(改正条文第30条)
- (三) 営利事業者が被支配外国法人の株式又は資本額を処分する場合、その処分損益は「被支配外国法人の所得計上適用細則」の規定により処理しなければならない。(改正条文第32条及び第100条)

上記の条文は所得税法CFC課税制度に合わせた改正のため、2023年度以降の営利事業所得税申告に適用されます。

二、国際財務報告基準(IFRS)、国際会計基準(IAS)及び企業会計準則(EAS)に合わせた改正

- (一) IFRS第16号に合わせてリース資産に関する会計処理根拠を改正し、また資産売却後のリースバックの処理規定を改正する。(改正条文第36条の2)
- (二) IFRS第16号、IAS第40号、EAS第20号及び第16号、並びに財政部2020年5月22日付台財稅字第10904546810号の規定に合わせて、営利事業者の借受資産及び保有する投資性不動産の減価償却に関する規定を制定する。(改正条文第95条)

2023年度からリース資産は関連規定により減価償却を計上し、固定資産耐用年数より短くない年数で計上する必要があります。当該リース資産が乗用車である場合、乗用車の減価償却対象額がNT\$250万又はNT\$500万(車両リース業を經營する場合)を超えない等の関連規定を準用して処理する必要があります。

三、関連法令及び財政部解釈通達に合わせた関連規定の改正

- (一)2021年12月17日に改正公布された税金徴収法第44条の過料計算方式に合わせて、条文を適宜改正する。(改正条文第23条)
- (二)国外本社又は地域本部の管理費用を配賦する際に、関連書類について台湾の在外領事館又は台湾政府の認可機関の認証を受けなければならないという規定を削除する。(改正条文第70条)
- (三)航空機及び高速鉄道の交通費に添付すべき証憑に関する規定を緩和する。(改正条文第74条)
- 高速鉄道を利用した日帰出張について、チケットの半券や購入証明書類の添付の規定が緩和されました。出張報告書及び関連書類に基づいて交通費計上の合理性を確認することが可能な高速鉄道を利用した日帰出張である場合は、利用者(出張者)の証明書類に簡素化されます。
- (四)2021年12月22日付で改正公布された運動産業発展条例第26条の2に合わせて、教育部の専用口座を通じたプロ又はアマチュアスポーツ及び主要スポーツイベントの主催者への寄付費用計上規定を追加し、関連条文を改正する。(改正条文第79条)
- (五)2018年7月2日より、行政院大陸委員会は大陸委員会に組織再編されたため、条文を適宜改正する。(改正条文第79条、第94条及び第99条)
- (六)2021年4月28日に改正公布された本法第24条の5の土地増値税計上規定に合わせて、条文を適宜改正する。特殊貨物及び役務税条例第6条の1の規定により、2016年1月1日以降の家屋、土地販売に係る特殊貨物及び役務税の徴収を停止し、関連規定を削除する。(改正条文第90条)

- (七)家屋及び土地の購入、建設に関する支払利息計上規定を改正する。税金徴収法第26条の1の規定により申請した分割払い税額に加算する利息は、費用に計上することができる。(改正条文第97条)

本準則の利息費用の資産化に関する規定について、従来の条文では土地の借入金利息のみを資本的支出として計上する必要がありましたが、改正草案の条文では、営業使用に供する家屋については、建築完成(建設)または名義変更前(購買)の支払利息も資本的支出として計上する必要があります。棚卸資産及び営業使用に供さない家屋、土地については、その借入金利息を繰延費用として計上し、売却時に費用として計上する必要があります。

四、憲法裁判所の2021年憲法判字第5号判決の要旨に合わせた第111条の2の規定の改正、本法第39条第1項の税務機関が査定する各期の欠損の範囲の明文化

本条文の新規追加について、所得税法第39条の規定により控除することが出来る前10年の欠損金額は、税務当局が査定した欠損を指すことにご留意ください。同法第42条の規定により所得額に算入しない投資収益及び関連法律規定により営利事業所得税の徴収が免除又は納付が免除された所得がある場合、先に控除する必要があります。但し、所得税法の規定により免税とされる土地、証券及び先物の売却損益は、当該期の査定欠損から控除する必要はありません。

作者

税務投資部

黄彦實 執業會計師

紀邦燦 協理



KPMG Taiwan Network

台北事務所

主要聯絡人

台北市110615信義區
信義路5段7號68樓

T +886 2 8101 6666 (代表)
F +886 2 8101 6667

新竹事務所

新竹市300091
科學園區展業一路11號

T +886 3 579 9955
F +886 3 563 2277

台南事務所

台南市700002中西區
民生路2段279號16樓

T +886 6 211 9988
F +886 6 6229 3326

台中事務所

台中市407059西屯區
文心路二段201號7樓

T +886 4 2415 9168
F +886 4 2259 0196

高雄事務所

高雄市801647前金區
中正四路211號12樓の6

T +886 7 213 0888
F +886 7 271 3721

Contact us

Partner

李 宗霖

Partner

T +886 2 8101 6666 內線 : 02337
E johnnylee@kpmg.com.tw

陳 彥富

Partner

T +886 2 8101 6666 內線 : 02909
E byronchen@kpmg.com.tw

柯 有聰

Partner

T +886 2 8101 6666 內線 : 16592
E jasonko1@kpmg.com.tw

林 琇宜

Partner

T +886 2 8101 6666 內線 : 02587
E slin1@kpmg.com.tw

友野 浩司

Partner

T +886 2 8101 6666 內線 : 06195
E kojitomon@kpmg.com.tw

記帳部門

記帳代行、個人所得稅、給與計算等

蔡 文惠

Partner

T +886 2 8101 6666 內線 : 00584
E etsai@kpmg.com.tw

登記部門

会社設立、VISA申請

李 美儀

シニアマネジャー

T +886 2 8101 6666 內線 : 02340
E migilee@kpmg.com.tw

日本人顧問

坂本 幸寬

T +886 2 8101 6666 內線 : 19065
E yukihirosakamoto1@kpmg.com.tw

平野 健史

T +886 2 8101 6666 內線 : 19794
E thirano1@kpmg.com.tw

kpmg.com/tw/jp

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

© 2023 KPMG, a Taiwan partnership and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Public

発行責任者：陳彥富 統括 / KPMG台湾

